平成２６年（フ）第１９３３号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　404号棟302号室
債務者　植田　　修
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４号
名古屋市西区城町17番地　コーポ和泉Ⅱ201号
債務者　甲斐　拓実
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４４号
堺市堺区協和町２丁87番地　西団地19号館105号
債務者　澤田　敦司
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８４５号
堺市堺区協和町２丁87番地　西団地19号館105号
債務者　澤田　雅世
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０２６号
堺市東区日置荘西町６丁34番62号、前住所堺市堺区遠里小野町１丁３番３号
債務者　小泉　蘭世
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１０３７号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目２番４号102号
債務者　山﨑　道大
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６号
福岡県大牟田市天神町２番地３　山恵マンション134号
債務者　宇野　俊勝
1　決定年月日時　平成27年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３３号
盛岡市北夕顔瀬町５番24号　平塚荘201号
債務者　佐藤　洋美
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２３３号
秋田市卸町５丁目６番18号
債務者　畠山　輝美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５号
群馬県太田市岩瀬川町478番地１　岩瀬川市営住宅４―34号、前住所群馬県太田市西新町48番地10　メイプルハイムＢ―102号
債務者　丸山　博之
1　決定年月日時　平成27年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市城辺字友利92番地
債務者　砂川　昌也
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第３２６号
埼玉県深谷市萱場388番地３　ハイツかやば102号
債務者　山田　　翔
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３０号
埼玉県川口市戸塚東２丁目19番10号　101号、旧住所京都府京都市南区久世殿城町111番地15
債務者　中川　明美
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
山口県山陽小野田市大字郡1578番地１　コーポサンクスⅡ201号
債務者　神林　嘉将
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第１３４号
山口県宇部市大字船木4558番地１グリーンハイツ楠Ｂ棟202号
債務者　藤川　美樹
1　決定年月日時　平成27年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第６０６号
埼玉県川越市砂新田４丁目11番地17　コーポ栗原101号室
債務者　大長　　学
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６号
埼玉県入間市宮前町６番３号
債務者　吉田　秀樹
1　決定年月日時　平成27年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部